

添付資料① わくわくプラザの維持管理に関する業務等について

対象施設を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、次に掲げる業務を実施するものとする。なお、管理物件を市の承諾なく管理業務の実施以外に利用してはならないものとし、大規模改修等により実施場所を変更しなければならないときは、市は指定管理者と協議の上、変更を指示できるものとする。

(ア) 安全管理

- a 利用者（児童）の安全確保のため、次の取組を行うこと。
 - (a) 設備の安全点検、職員・利用者（児童）に対する安全に関する指導、職員の研修及び訓練などの安全に関する事項の計画策定、マニュアル（事故防止、防災、救急対応時、不審者対応、アレルギー対策、感染症対策など）の整備
 - (b) 職員に対する安全計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施
 - (c) 保護者に対する安全計画に基づく取組の内容等の周知
 - (d) 安全計画の定期的な見直しと必要な変更
 - (e) 児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在確認
- b 施設内外を常に整理整頓し、非常の際の避難等に支障がないようにすること。採光、換気、室温管理等や熱中症対策に十分に配慮し、児童の健康に配慮すること。

(イ) 衛生管理

- a 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施に努めること。
- b 施設、設備及び遊具類の日常的な清掃、消毒等を行い、施設等を清潔に維持すること。

(ウ) 防火管理

- a 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）の規定により、有資格者の中から防火管理者を選任して、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務（防火対象物点検の実施、自衛消防組織の設置等を含む）を計画的に行うこと。また、消防用設備等の定期点検を実施すること。
- b 消火器等の消火用具を設け、避難及び消火の訓練を定期的に行うこと（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 21 条）。

(エ) 防犯対策

施錠管理を行うとともに、学校等と連携して不審者対策等に取り組むこと。

(オ) 日常点検・定期点検

安全管理、衛生管理、防犯対策等の観点から、施設、設備及び遊具類の点検項目を定めて日

常点検及び定期点検等を実施すること。また、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(カ) 修繕等

修繕等が必要となった場合は、事業者から見積書を徴取し、年度協定に定める修繕等を適宜適切に実施すること。また、修繕等を行うに当たっては、計画的かつ効率的な執行に努め、経費の節減に努めること。

(キ) 建築物定期点検等

a 特定製品（エアコンディショナー、冷凍冷蔵機器等）について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年6月22日法律第64号）第16条に基づき、国が定める基準に従い、設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、点検・整備の記録作成・保存等を実施すること。

b 定期的に境界標の確認、不法占拠・無断使用や越境の有無等の状況を確認すること。不法占拠等が発見された場合は、市に報告するとともに解決に向けて対応すること。

(ク) 害虫駆除・廃棄物処理

害虫駆除業務及び廃棄物処理業務を適切に実施すること。なお、施設及び事業の実施により排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137号）その他関係法令に従い適正に処分すること。また、小学校で排出される廃棄物と区分する必要があるため、川崎市大師コミュニティセンターへ集積するなどして処理する必要があることに留意すること。

(ケ) 拾得物の管理保管

利用者の忘れ物等は、管理簿等により適切に管理保管し、原則として3月以上保管すること。貴重品等については7日以内に警察へ届出を行うこと。

(コ) その他

a 自動体外式除細動器（AED）の整備

学校敷地内に設置されている自動体外式除細動器（AED）の場所等を確認するとともに、取扱方法等に関する救命講習を職員に受講させ、常に利用できる状態を維持すること。

b その他

市の指示があった場合は、施設、設備及び遊具類について調査その他必要な業務を実施すること。

(サ) 市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方

わくわくプラザにおける市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方は次の表のとおりとする。

リスクの種類	内 容	指定 管理 者	本市
サービスリスク	サービスの質の変動に関するリスク	○	
利用者リスク	利用者数の変動に関するリスク	○	
収入リスク	収入の変動に関するリスク	○	
維持管理リスク	良好な施設状態の維持に関するリスク	○	
施設所有者リスク	事業期間中に必要な修繕等を実施することに関するリスク		○
予算リスク	委託料等の予算確保に関するリスク		○
不可抗力リスク	地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症の流行、テロリズム等人災の発生のリスク	○	○
法令変更リスク	法令（税制を含む）の変更に関するリスク	○	○
物価変動リスク	物価・金利の変動に伴う経費や収入の増加又は減少	○	
	予測不可能な物価・金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない場合		協議事項

わくわくプラザの維持管理一覧

維持管理項目 ○：自己負担（直接払い） ●：自己・他施設分を負担（直接払い） 教：教育立替払い（間接払い） 〈こ〉：こども未来局負担	仕様書添付資料①の該当項目	大師小	四谷小
(1)光熱水費・管理経費の支払いに関すること			
└ 電気		教	○
└ ガス（都市）		－	－
└ ガス（プロパン）		○	○
└ 水道		教	教
└ 管理費・修繕積立金		－	－
(2)消防用設備等定期点検を実施すること	(ウ)	○	○
(3)防火対象物点検を実施すること	(ウ)	－	－
(4)自衛消防組織を結成して、防火・防災に努めること	(ウ)	○	○
(5)機械警備業務に関すること	(工)	－	－
(6)全館空調設備の保守点検業務を実施すること	(オ)	－	－
(7)地中熱利用空調システムの保守点検業務を実施すること	(オ)	－	－
(8)市が設置した遊具の保守点検業務を実施すること	(オ)	－	－
(9)玄関自動ドア保守点検（業者）を実施すること	(オ)	－	－
(10)ボイラー保守点検（業者）を実施すること	(オ)	－	－
(11)ガラス清掃（業者）を実施すること	(オ)	△	△
(12)除草（業者）を実施すること	(オ)	△	△
(13)樹木の剪定業務（業者）を実施すること	(オ)	－	－
(14)公園トイレ清掃業務を実施すること	(オ)	－	－
(15)簡易専用水道の定期検査（水道法）を実施すること	(オ)	－	－
(16)市有建築物及び建築設備等の日常点検を実施すること。	(オ)	○	○
(17)建築物定期点検・建築設備点検（建築基準法）を実施すること	(キ)	〈こ〉	－
(18)電気工作物保守点検（電気事業法）を実施すること	(キ)	－	－
(19)フロン法定点検（フロン排出抑制法）等を実施すること	(キ) a	○	○※
(20)境界標の確認、不法占拠・無断使用、境界越境等の確認・報告	(キ) b	○	○
(21)害虫駆除業務を実施すること	(ク)	○	○
(22)廃棄物処理業務を実施すること	(ク)	○	○
(23)A E D設置・管理を実施すること	(コ) a	△	△
(24)冷水器の保守点検業務を実施すること	(コ) b	－	－
(25)ウォーターサーバーのメンテナンスを実施すること	(コ) b	－	－

△：必要になった場合に実施するもの

※：四谷小わくわくプラザの業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）については、
3年に1度の定期点検も行うものとする。

添付資料② 既存の大師こども文化センターにおけるイベント・講座等の実施内容(令和5年度実績)

概要	主な対象	イベント・講座等の名称	開催時期・回数	開催時間 帯 ※1	開催時期 (平日、週末、長期休暇)	参加人数 (1回あたり)	現施設での 主な使用室	現施設での 使用面積 (m ²)	新施設での実施条件(想定)	
									新施設での個室 開催の必要性 ※2	新施設での使用 想定(動的/静的 /両方) ※3
乳幼児親子	ひよこサロン(乳幼児の成長記録と保護者の交流)	月に1回	午前	平日	36	乳幼児室	45	要	静的	
	ベビーマッサージ	6月・2月	午前	平日	17	乳幼児室	45	要	静的	
	フルートアンサンブルコンサート	6月	午前	平日	22	集会室	105	不要	動的	
	いのちの大切さを伝えるよみきかせ	1月	午後	平日	33	乳幼児室	45	要	静的	
	ぬりえコンテスト	日常的	終日	平日・週末	43	その他	-	-	-	
	だいしKOでつくちゃオ！(折り紙や木の実・布などを用いた工作)	2~3か月に1回程度(5回)	午後	平日	11	図書室	30	要	両方	
	「野菜電池をつくろう」 「1万年続いた縄文時代に学ぶ持続可能な社会とSDGs」	6月・11月	午後	平日	15	学習室・遊戯室	30	要	静的	
	だいしファーム(植物の種まきや水まき、収穫、観察を行い成長記録を実施)	5月1回、6月3回、7月4回:土曜	午前	週末	4	外庭など	-	-	-	
	ボッチャに挑戦！	6月	午後	平日	29	集会室	105	要	動的	
	オータムデイキャンプ(横浜市青少年野外教育センターにおける野外炊事体験の実施)	10月 ※かわさき家庭と地域の日	終日	休日	8	その他	-	-	-	
小学生	安全マップ(危険な場所等を確認しながら、安全マップを作成)	11月	午後	平日	4	図書室	30	不要	静的	
	大師老人いこいの家作品展に行こう！	10月	午後	平日	7	いこいの家	-	-	-	
	クリスマス会	12月	午後	平日	68	集会室	105	要	動的	
	乳幼児親子とふれあおう	7月	午後	平日	34	集会室	105	要	両方	
	防犯教室	1月	午後	平日	20	集会室	105	要	静的	
	ハンドベルクラブ	月に1~3回(25回)	午後	平日	10	図書室	30	要	両方	
	ドッジボールタイム	月に1回	午後	平日	23	集会室	105	要	動的	
	だいしKOシネマ(モニターを使っての映画会の開催)	5月、6月、8月は平日、2月は土	午後	平日	7	集会室	105	要	両方	
	東海道かわさき交流館へ行こう	7月	午前	週末	4	その他	-	-	-	
	ゲームで遊ぼう(スクリーンにゲームを映し、eスポーツを実施)	8月3回、2月2回	午前	長期休暇	8	集会室	105	要	動的	
子どもの遊び指導	奈良茶飯づくり	8月	午前	長期休暇	6	集会室	105	要	両方	
	めいさんぽスタンプラリー(川崎市の名産を広めることを目的とした川崎高等学校の研究活動で実施するスタンプラリーに参加)	11月、12月	午後	平日	7	その他	-	要	両方	
	だいしKOでつくちゃオ！～クッキング～	2月・3月	午後	平日・週末	11	学習室・遊戯室	30	要	両方	
	卓球教室	2月	午後	平日	8	集会室	105	要	動的	
	南大師中学校吹奏楽部コンサート	3月	午後	平日	62	集会室	105	要	動的	
	ふれあい発表会(子どもと高齢者の交流)	3月	午前	平日	63	いこいの家	-	-	-	
	東海道かわさき宿スタンプラリー	10月	午前	週末	7	その他	-	-	-	
	おにぎりキャラバン	11月	午前	週末	36	集会室	105	要	両方	
	学習タイム	日常的(12回)	午後	平日・長期休暇	1	学習室・遊戯室	30	要	静的	
	夜間卓球タイム	日常的(12回)	夜間	平日	17	集会室	105	要	動的	
中高生	クリスマス会	12月	夜間	平日	9	集会室	105	要	動的	
	初心者ヨガ	4月・11月:土曜	午前	週末	5	集会室	105	要	動的	
	ハロウィン～地域ふれあいの旅～(仮装後、こども110番を巡り、町の安全を学習)	10月	午後	平日	126	その他	-	-	-	
	DAISHIKOまつり(ゲームブース、模擬店を出店し、多世代交流を推進)	9月:土曜	終日	週末	586	全館	-	-	-	
	お正月DAISHIKOまつり	1月:日曜	終日	週末	257	全館	-	-	-	
複数世代	かき氷(来館促進目的とした、かき氷の提供)	8月2回	午後	長期休暇	23	集会室	105	不要	両方	
	DAISHI☆にっこり☆とんとこタウン(仮想タウン内で仮想通貨で物・サービスの購入や納税等を通じて、社会のしくみを体験)	3月	終日	週末	516	全館	-	-	-	

※1 午前:9時～12時、午後:12時～18時、夜間:18時～21時

※2 個室は壁・扉で他から仕切られた部屋。「要」は個室で実施することが必要な活動、不要は「まちのリビング」等のオープンスペースでも実施可能な活動。

※3 「動的」は動的活動スペース【例:運動、音楽等】。「静的」は静的活動スペース(乳幼児親子対象は乳幼児室を含む)【例:動的でない講座・趣味・ゲーム等】。「両方」はどちらでも実施が想定できる活動。

添付資料③ 川崎市こども文化センター及び民設児童館A S C L 実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)、川崎市こども文化センター条例施行規則(昭和35年川崎市規則第53号)及び川崎市こども文化センター運営要綱(昭和61年4月1日施行)に基づき、川崎市こども文化センター及び民設児童館(以下「こども文化センター等」という。)A S C L(アスクル)(以下「A S C L」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 A S C Lは、こども文化センター等において、児童が放課後、学校から直接来館できるようにすることによって、利用の拡大を図ることを目的とする。
(利用児童)

第2条 利用児童は、小学校1年生から6年生までとする。

(利用日)

第3条 利用日は、月曜日から金曜日(学校休業日を除く。)までとする。

(利用時間)

第4条 利用時間は、放課後から午後6時までとする。

(利用の申込等)

第5条 A S C Lを希望する児童は、「こども文化センター等A S C L(アスクル)申込書」を利用することも文化センター等へ提出するものとする。

2 A S C Lの申込みは、随時とする。
3 こども文化センター等館長は、申込書に基づき「こども文化センター等A S C L申込児童名簿」を作成するものとする。
4 申込みのあった児童で、以後、利用の辞退があったときは、「こども文化センター等A S C L申込児童名簿」から削除するものとする。

(利用期間)

第6条 A S C Lの利用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(保険の加入)

第7条 A S C Lを利用する児童の保護者は、傷害保険へ任意で加入することとする。

(学校への連絡)

第8条 こども文化センター等館長は、A S C Lの利用の申込み、又は辞退を受けたときは、「こども文化センター等A S C L申込児童名簿」の写しを作成し、児童が在校する小学校長へ提出するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長が定める。

附則

この要領は、平成10年3月17日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

※令和7年4月1日改正予定

⇒ 本業務に関する改正予定として、
第8条（定期的利用）第2号の記載を削除し、新たに利用児童
の出欠確認及び保護者への連絡等を行う条文を追加予定

添付資料④ 川崎市わくわくプラザ事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、川崎市こども文化センター運営要綱（昭和61年4月1日施行）

第3条第2項の規定に基づき実施するわくわくプラザ事業の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 わくわくプラザ事業は、全ての児童が通い慣れている小学校施設を活用し、生活の場としてやすらげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々との関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むように支援することを目的とする。

2 わくわくプラザ事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を包括して実施するものとする。

（運営方針）

第3条 活動内容の企画及び運営を行うに当たっては、児童の自主性を尊重し、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流及び様々な生活体験ができる機会の提供等を行うとともに、PTA、町内会、自治会及び青少年関係団体等の協力を得て実施する。

（実施施設）

第4条 わくわくプラザ事業は、川崎市立小学校で実施するものとし、実施施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。また、当該小学校の状況によって、校庭、体育館及びその他利用可能な施設で実施する。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、市と協議の上、実施場所を一時変更することができる。

（開設日）

第5条 開設日は、日曜日、休日及び年末年始を除く、月曜日から土曜日までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、市と協議の上、開設日を変更することができる。

（開設時間）

第6条 開設時間は、次のとおりとする。

（1）学校の課業日については、授業終了時から午後6時までとする。

（2）学校の休業日については、午前8時から午後6時までとする。ただし土曜日は、午前8時30分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、市と協議の上、開設時間を変更することができる。

(利用者)

第7条 利用者は、当該小学校に在籍し、保護者の承諾のもとに申込みをした児童とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認める児童については、利用させることができる。

(定期的利用)

第8条 定期的な利用の申込みをした児童（以下「定期的利用児童」という。）については、生活環境に配慮し、遊びを通じて心身の発達を助長し好ましい生活態度を養うため、次の各号を実施し健全な育成を図るものとする。

- (1) 衛生及び安全が確保された設備を備えた生活の場としての専用室又はスペースを当該小学校の状況によって設置する。
- (2) 職員は、定期的利用児童の出欠席及び開設時間中の所在を把握し、無断欠席及び緊急時には保護者に連絡をとるものとする。
- (3) 定期的利用児童の活動状況等必要な事項について、保護者と連携を図るものとする。

(保護者の経費負担)

第9条 わくわくプラザ事業の運営に関する経費について、保護者の負担は当面無料とする。ただし、行事費及びその他必要な経費は、実費を徴収することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、この要領で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月23日から施行する。

別表(第4条関係)

	施設名称	所 在 地
1	旭町小学校わくわくプラザ	川崎区旭町2-2-1
2	宮前小学校わくわくプラザ	川崎区宮前町8-13
3	京町小学校わくわくプラザ	川崎区京町1-1-4
4	さくら小学校わくわくプラザ	川崎区桜本1-9-15
5	四谷小学校わくわくプラザ	川崎区四谷下町4-1
6	小田小学校わくわくプラザ	川崎区小田4-12-24
7	東小田小学校わくわくプラザ	川崎区小田5-11-20
8	川中島小学校わくわくプラザ	川崎区川中島2-4-19
9	浅田小学校わくわくプラザ	川崎区浅田2-11-21
10	向小学校わくわくプラザ	川崎区大島4-17-1
11	東大島小学校わくわくプラザ	川崎区大島5-25-1
12	殿町小学校わくわくプラザ	川崎区殿町1-17-19
13	渡田小学校わくわくプラザ	川崎区田島町14-1
14	田島小学校わくわくプラザ	川崎区渡田1-20-1
15	新町小学校わくわくプラザ	川崎区渡田新町3-15-1
16	大師小学校わくわくプラザ	川崎区東門前2-6-1
17	東門前小学校わくわくプラザ	川崎区東門前3-4-6
18	藤崎小学校わくわくプラザ	川崎区藤崎3-2-1
19	川崎小学校わくわくプラザ	川崎区日進町20-1
20	大島小学校わくわくプラザ	川崎区浜町1-5-1
21	御幸小学校わくわくプラザ	幸区遠藤町1
22	下平間小学校わくわくプラザ	幸区下平間175
23	古市場小学校わくわくプラザ	幸区古市場1-1
24	古川小学校わくわくプラザ	幸区古川町70
25	戸手小学校わくわくプラザ	幸区戸手本町1-165
26	西御幸小学校わくわくプラザ	幸区小向西町4-30
27	小倉小学校わくわくプラザ	幸区小倉 2-20-1
28	東小倉小学校わくわくプラザ	幸区東小倉1-1
29	幸町小学校わくわくプラザ	幸区中幸町2-17
30	南河原小学校わくわくプラザ	幸区都町18
31	夢見ヶ崎小学校わくわくプラザ	幸区南加瀬2-13-1
32	南加瀬小学校わくわくプラザ	幸区南加瀬4-24-1
33	日吉小学校わくわくプラザ	幸区北加瀬1-37-1
34	井田小学校わくわくプラザ	中原区井田中ノ町29-1
35	大戸小学校わくわくプラザ	中原区下小田中1-4-1
36	下小田中小学校わくわくプラザ	中原区下小田中3-35-1
37	下沼部小学校わくわくプラザ	中原区下沼部1955
38	新城小学校わくわくプラザ	中原区下新城1-15-1
39	荔宿小学校わくわくプラザ	中原区荔宿25-1
40	宮内小学校わくわくプラザ	中原区宮内2-4-1
41	今井小学校わくわくプラザ	中原区今井西町3-18
42	東住吉小学校わくわくプラザ	中原区木月住吉町1-11
43	中原小学校わくわくプラザ	中原区小杉御殿町1-950
44	西丸子小学校わくわくプラザ	中原区小杉陣屋町2-19-1
45	小杉小学校わくわくプラザ	中原区小杉町2-295-1
46	上丸子小学校わくわくプラザ	中原区上丸子八幡町815
47	大谷戸小学校わくわくプラザ	中原区上小田中1-27-1
48	平間小学校わくわくプラザ	中原区上平間1480
49	下河原小学校わくわくプラザ	中原区上平間585

	施設名称	所 在 地
50	玉川小学校わくわくプラザ	中原区北谷町32
51	木月小学校わくわくプラザ	中原区木月4-53-1
52	住吉小学校わくわくプラザ	中原区木月祇園町17-2
53	下作延小学校わくわくプラザ	高津区下作延5-19-1
54	西梶ヶ谷小学校わくわくプラザ	高津区梶ヶ谷2-14-1
55	梶ヶ谷小学校わくわくプラザ	高津区梶ヶ谷4-12
56	久地小学校わくわくプラザ	高津区久地4-2-1
57	久本小学校わくわくプラザ	高津区久本3-11-3
58	久末小学校わくわくプラザ	高津区久末647
59	高津小学校わくわくプラザ	高津区溝口4-19-1
60	坂戸小学校わくわくプラザ	高津区坂戸1-18-1
61	子母口小学校わくわくプラザ	高津区子母口730
62	上作延小学校わくわくプラザ	高津区上作延5-8-1
63	南原小学校わくわくプラザ	高津区上作延3-9-1
64	新作小学校わくわくプラザ	高津区新作1-9-1
65	橋小学校わくわくプラザ	高津区千年1024
66	東高津小学校わくわくプラザ	高津区北見方2-5-1
67	末長小学校わくわくプラザ	高津区末長3-8-2
68	宮崎台小学校わくわくプラザ	宮前区宮崎3-18-2
69	富士見台小学校わくわくプラザ	宮前区宮前平2-18-3
70	宮前平小学校わくわくプラザ	宮前区宮前平3-14-1
71	土橋小学校わくわくプラザ	宮前区土橋3-1-11
72	犬藏小学校わくわくプラザ	宮前区犬藏1-3-1
73	鷺沼小学校わくわくプラザ	宮前区鷺沼2-1
74	稗原小学校わくわくプラザ	宮前区水沢3-7-1
75	菅生小学校わくわくプラザ	宮前区菅生1-5-1
76	有馬小学校わくわくプラザ	宮前区東有馬5-12-1
77	白幡台小学校わくわくプラザ	宮前区南平台13-1
78	宮崎小学校わくわくプラザ	宮前区馬絹1-30-9
79	向丘小学校わくわくプラザ	宮前区平1-6-1
80	平小学校わくわくプラザ	宮前区平6-5-1
81	野川小学校わくわくプラザ	宮前区西野川2-19-1
82	南野川小学校わくわくプラザ	宮前区南野川2-12-1
83	西野川小学校わくわくプラザ	宮前区野川台3-10-1
84	西有馬小学校わくわくプラザ	宮前区有馬7-6-1
85	下布田小学校わくわくプラザ	多摩区布田23-1
86	三田小学校わくわくプラザ	多摩区三田3-6-4
87	稻田小学校わくわくプラザ	多摩区宿河原3-18-1
88	菅小学校わくわくプラザ	多摩区菅2-6-1
89	東菅小学校わくわくプラザ	多摩区菅馬場2-19-1
90	南菅小学校わくわくプラザ	多摩区菅馬場3-25-1
91	西菅小学校わくわくプラザ	多摩区菅北浦4-2-1
92	生田小学校わくわくプラザ	多摩区生田7-22-1
93	中野島小学校わくわくプラザ	多摩区中野島3-12-1
94	長尾小学校わくわくプラザ	多摩区長尾7-28-1
95	南生田小学校わくわくプラザ	多摩区南生田3-1-1
96	東生田小学校わくわくプラザ	多摩区枡形4-9-1
97	東柿生小学校わくわくプラザ	麻生区王禅寺東6-3-1
98	王禅寺中央小学校わくわくプラザ	麻生区王禅寺東4-14-1
99	南百合丘小学校わくわくプラザ	麻生区王禅寺西1-26-1

	施設名称	所 在 地
100	片平小学校わくわくプラザ	麻生区片平5-28-1
101	岡上小学校わくわくプラザ	麻生区岡上675-1
102	金程小学校わくわくプラザ	麻生区金程2-10-1
103	栗木台小学校わくわくプラザ	麻生区栗木台5-15-1
104	西生田小学校わくわくプラザ	麻生区細山2-2-1
105	麻生小学校わくわくプラザ	麻生区上麻生3-24-1
106	千代ヶ丘小学校わくわくプラザ	麻生区千代ヶ丘8-9-1
107	長沢小学校わくわくプラザ	麻生区東百合丘2-24-7
108	虹ヶ丘小学校わくわくプラザ	麻生区虹ヶ丘1-21-2
109	真福寺小学校わくわくプラザ	麻生区白山5-3-1
110	百合丘小学校わくわくプラザ	麻生区百合丘2-1-2
111	柿生小学校わくわくプラザ	麻生区片平3-3-1
112	はるひ野小学校わくわくプラザ	麻生区はるひ野4-8-1

添付資料⑤ 川崎市子育て支援・わくわくプラザ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市わくわくプラザ事業実施要領及び川崎市わくわくプラザ事業（民間児童館型）実施要綱（以下「わくわくプラザ要領等」という。）に基づく利用者のお迎えが保護者の就労等により困難な場合に、児童の居場所及び安全を確保することを目的に実施する川崎市子育て支援・わくわくプラザ事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 対象児童は、保護者の就労等により、わくわくプラザの開設時間に保護者等のお迎えが困難な状態であって、次のいずれにも該当するものとする。

（1）わくわくプラザ要領等に基づく利用者であること。

（2）わくわくプラザからの帰宅途中及び帰宅した後、安全の確保が困難な児童であること。

（3）事業の実施時間内に保護者等のお迎えができること。

(実施施設)

第3条 わくわくプラザ要領等に基づく別表の施設で実施する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、実施施設を変更することができる。

(実施日)

第4条 実施日は、休日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、実施日を変更することができる。

(実施時間)

第5条 実施時間は、午後6時から午後7時までとする。

(実施主体)

第6条 この事業は川崎市が委託した団体（以下「委託事業者」という。）が事業運営するものとする。

(管理及び運営)

第7条 委託事業者は、担当する職員を2名以上配置するものとし、利用児童数等に応じて必要な職員を配置し、児童の安全確保に十分配慮する。

2 前項の規定にかかわらず、利用児童がいない場合には、事業を実施しないことと

する。

(利用申込)

第8条 事業を利用しようとする保護者は、子育て支援・わくわくプラザ事業利用申込書（第1号様式）を年度毎に市長に提出するものとする。

(利用決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出を受け、要綱等に基づき審査をし、利用の承認・不承認を決定したときは、子育て支援・わくわくプラザ事業利用承認通知書（第2号様式）、又は子育て支援・わくわくプラザ事業利用不承認通知書（第3号様式）により保護者に通知する。

(利用の変更及び中止)

第10条 利用の承認を受けた者が利用の変更及び中止をする場合は、子育て支援・わくわくプラザ事業利用変更・中止申出書（第4号様式）を市長へ提出するものとする。

(保護者の費用負担)

第11条 利用児童の保護者は、人件費の実費相当額の一部として月額2,500円を負担することとし、この費用については、委託事業者を利用する前月末までに直接支払うものとする。ただし、委託事業者が別に期日を指定する場合は、その期日までに支払うものとする。

- 2 月途中での利用申込については、前項の規定に関わらず申込時に支払うものとする。ただし、委託事業者が別に期日を指定する場合は、その期日までに支払うものとする。
- 3 費用負担は、一箇月単位とし、月途中の利用開始及び利用中止についても同額とする。
- 4 すでに支払われた第1項の費用は、利用しなかった場合についても還付しないものとする。ただし、利用する月の前月末までに利用をしないことを申し出た場合はその限りではない。
- 5 第1項及び第2項ただし書きにより期日を指定する場合は、委託事業者は市と協議したうえで指定するものとする。

(委託料)

第12条 市長は、委託事業者に対し別に定める基準により委託料を支払うものとする。

(報告)

第13条 委託事業者は、四半期ごとに利用児童の状況を子育て支援・わくわくプラザ事業実施完了届・報告書（第5号様式）及び子育て支援・わくわくプラザ利用状況報告書（第6号様式）により、翌月10日までに市長に報告するものとする。

（指導及び検査）

第14条 市長は、必要と認めるときは委託事業者に対し委託業務の執行状況の検査を行い、又は報告を求めることができる。

（電磁的方法）

第15条 第8条から第10条まで及び第13条に規定する各種申込書等の提出等については、書面に代えて、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）により行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

（様式略）

添付資料⑥ 既存の大師いこいの家におけるイベント・講座等の実施内容(令和5年度実績)

概要	イベント・講座等の名称(内容)	開催時期・回数	開催時間帯	開催時間帯	開催時期 (平日・週末)	参加人数 (1回あたり)	現施設での 使用室	現施設での 使用面積 (m ²)	新施設での実施条件(想定)	
									新施設での個 室開催の必要 性※2	新施設での使 用想定(動的/ 静的/両方)※3
教養講座	元気アップ体操(体操で筋力アップ けがの予防)	第1月	午後	13:30~14:30	平日	12	大広間	91	要	動的
	笑いヨガ(笑いの効用)	第3木	午後	13:30~15:00	平日	11	大広間	91	要	動的
	手作り趣味の講座(手芸)	第2水	午後	13:00~15:00	平日	11	大広間	91	要	静的
	健康キャラバン(健康のためのトレーニング、脳トレ、ストレッチ)	第1木	午後	13:30~14:30	平日	11	大広間	91	要	動的
	手芸教室	2回	午後	—	平日	12	大広間	91	要	静的
	折り紙教室	1回	午後	—	平日	9	大広間	91	要	静的
	折り紙教室	1回	午後	—	平日	8	大広間	91	要	静的
行事レクリエーション	異世代交流(子供の作品受け取り。地域交流)	10月18日	終日	—	平日	12	ロビー	—	不要	動的
	作品展(いこい祭りの見学。地域交流)	10月23日~28日	終日	—	平日・週末	308	ロビー	—	不要	動的
	救命救急講座(AEDの使い方を学ぶ)	12月2日	午後	—	週末	6	大広間	91	不要	静的
	大掃除	12月9日	終日	—	週末	7	全館	—	—	—
	異世代交流(かわさき思い出上映会。地域交流)	12月18日	終日	—	平日	26	ロビー	—	不要	動的
その他	いこい元気広場(介護予防。川崎市事業)	毎週金	午前	—	平日	7	大広間	91	要	動的
	マッサージ健康教室(毎回5名)	第1水(4、8月を除く)	午前	9:30~12:00	平日	5	談話室	18	要	静的
	ふれあい型会食会	第4水(4、8、12月を除く)	終日	—	平日	80	大広間	91	要	動的
	健康の日(血圧測定、健康相談)	毎週水・他	終日	随時	平日	2	ロビー	—	不要	静的
	健康相談	毎週火・金	終日	随時	平日	2	ロビー	—	不要	静的
	生活相談	随時	終日	—	平日・週末	2	ロビー	—	不要	静的
一般団体の利用 ※1	一般団体	毎週月	午前	9:30~、10:30~	平日	20	大広間	91	要	動的
	一般団体	第2・4土	午後	13:30~15:30	週末	12	大広間	91	要	動的
	一般団体	第1・3水	午前	10:00~11:30	平日	12	大広間	91	要	動的
	一般団体	第1・3木	午前	10:00~11:30	平日	10	大広間	91	要	動的
	一般団体	第1金・第4火	午前、午後	金13:30~ 火10:00~	平日	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	第2火	午前	10:00~11:30	平日	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	第1・第3水	午後	13:00~15:00	平日	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	4・6・10・12・2月:第3土	午前	9:30~	週末	15	大広間	91	要	静的
	一般団体	随時	—	—	—	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	第1火	午前	10:00~11:30	平日	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	第2金	午後	13:30~15:30	平日	10	大広間	91	要	動的
	一般団体	第4木	午前	10:00~11:30	平日	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	第4月	午後	13:00~15:30	平日	10	大広間	91	要	静的
	一般団体	第4木	午後	13:30~15:00	平日	10	大広間	91	要	静的

※1 団体からの利用予約受付等の支援のみで企画・実施は団体が自ら行うもの。参加人数(1回あたり)は概数。

※2 個室は壁・扉で他から仕切られた部屋。「要」は個室で実施することが必要な活動、不要は「まちのリビング」等のオープンスペースでも実施可能な活動。

※3 「動的」は動的活動スペース【例:運動、音楽等】。「静的」は静的活動スペース(乳幼児親子対象は乳幼児室を含む)【例:動的でない講座・趣味・ゲーム等】。「両方」はどちらでも実施が想定できる活動。

添付資料⑦ 川崎市老人いこいの家（愛称「いこいの家」）教養講座実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）を使用する高齢者のために、各種の教養講座を開催し、教養の向上や心身の健康の増進を図ることを目的とする。

（実施方法）

第2条 教養講座は、前条の目的を達成するため、川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が実施する。

（科目）

第3条 教養講座の科目は、第1条の目的に相応しいものとする。

（受講資格者等）

第4条 教養講座を受講できる者は、本市に住居を有する60歳以上の者とする。
ただし、指定管理者が適当と認めた者はこの限りでない。
2 教養講座の受講は、原則として初心者を優先する。

（費用負担）

第5条 受講料は無料とする。ただし、講座に必要な参考資料及び現材料費などは、受講者が負担する。

（講師の要件）

第6条 講師は、次の各号に該当する者とする。
(1) 高齢者に理解があり、かつ技能又は知識を有する者
(2) 原則として本市に住居を有する者

（講座の期間）

第7条 講座の期間は、毎年4月から翌年3月までの期間で指定管理者が定める。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

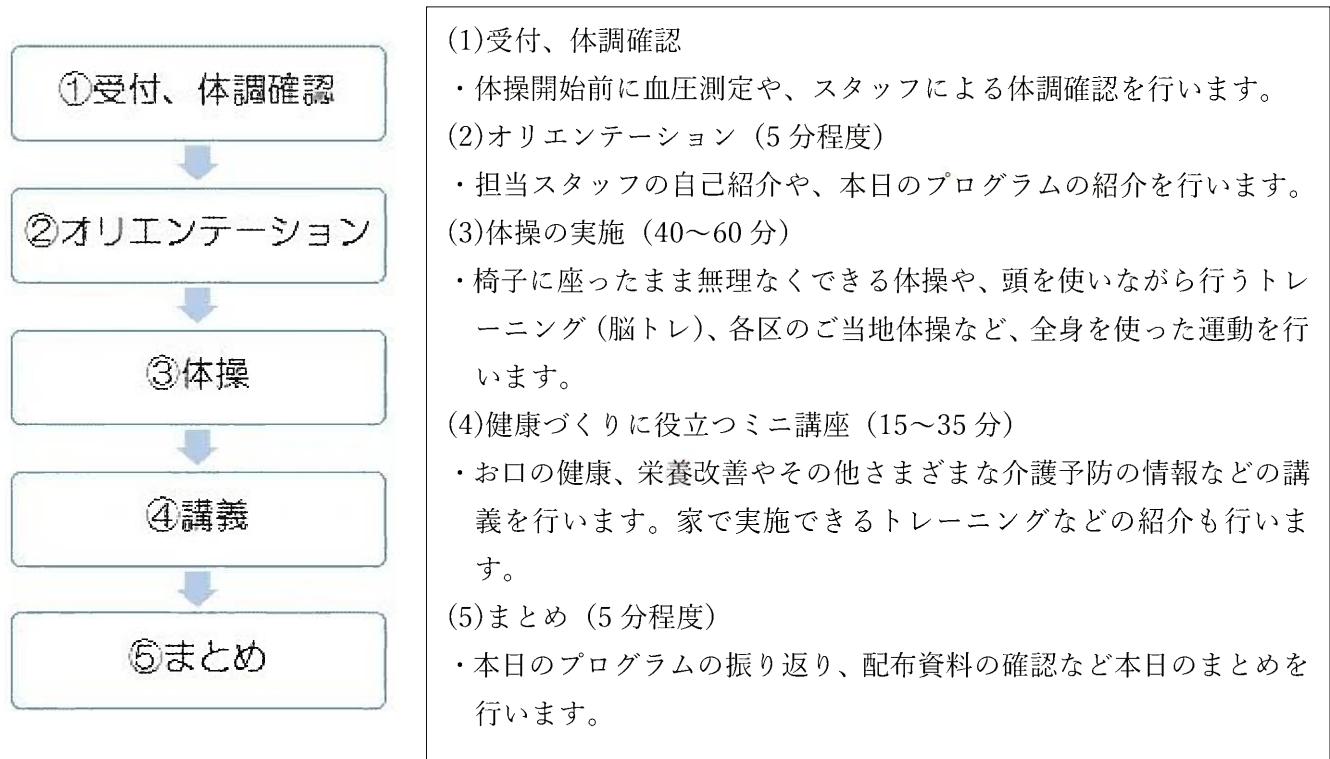
附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

添付資料⑧「いこい元気広場事業」について

「いこい元気広場事業」は、市内すべてのいこいの家や、老人福祉センター等で、毎週1回、転ばない体づくりのための体操と、介護予防・健康づくりに関する講話を実施する事業です（参加費は無料）。体操は椅子に座って行うものが多いため、個人のペースに合わせて参加することができます。

1.いこい元気広場事業の内容



※プログラムの順番、内容は教室により異なります。

2.対象者

川崎市内在住の65歳以上の方で川崎市住民基本台帳に登録されている方。ただし、医師から運動を禁止されている方や、要介護1～5の認定を受けている方は対象にはなりません。

また、発熱や体のだるさのある方の参加はご遠慮ください。

3.参加期間

6か月間。（ただし、教室の開催頻度によっては変更があります。）原則として、以前に参加したことがある方は参加できません。

4.参加方法：

見学・参加を希望する教室のお問合せ先へ、お電話にてご連絡ください。

問い合わせ先：(株)セントラルスポーツプラザ tel044-540-1082

5.川崎市ホームページの情報：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074866.html>

添付資料⑩
諸室等性能表

機能	目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準					運営で想定される設備・機器等		
				諸室の設計の考え方		什器・備品等	施設	LAN 接続			
支所行政機能提供スペース	会議室	210 m ² 程度 (36人程度×3室、1室にまとめての利用も可能にする) (倉庫 20 m ² 程度を含む)	支所行政機能のため公用とするが、閉庁日や閉庁時間帯をはじめ、行政として利活用しない開館時間帯等に、運営事業者による事業での利用や、市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるようにする等、有効に活用する	<ul style="list-style-type: none"> 本市組織全般や支所が事務局を担う各種団体等が実施する会議・イベント 本市が実施する説明会や臨時窓口 期日前投票所や臨時窓口の開設場所 平日未利用の時間帯、閉庁時間帯は、地域団体利用や市民利用機能スペースの補完的スペースとして活用 	<ul style="list-style-type: none"> 可動間仕切りにより3室に分割利用できることとし、分割された各室当たり36人程度が利用できるようにすること 分割された各室ごとに出入口を設け、個別空調が可能とすること 採光のある明るい部屋で採光も可能とすること 可搬式の音響設備（マイク・音楽プレイヤー・アンプ等）の利用に対応する遮音性を備えた室とすること 可搬式の映像装置やスクリーンの利用に配慮して遮光1級相当のカーテン等により遮光を可能とすること リモート会議等に対応できるよう、通信設備等を備えること 隣接して机や椅子等を収納できる倉庫を設けること 期日前投票所や臨時窓口としての利用を踏まえて外部から会議室までは複雑な動線とならないようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーン1台（建物埋め込みではなく可搬式） 机（3人掛け長机、前垂れ付、天板が倒れるタイプ）×36台 椅子（重ねて収容できるタイプ）×108脚 洋服ハンガーラック×9台 発表用平台×1組 講演台×1 ホワイトボード（移動式）×1台 	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 音響（アンプ、マイク、スピーカー等） プロジェクター 選挙ロッカー 看板
	防災備蓄倉庫	20 m ² 程度	平時ににおける備蓄品等の管理は支所職員が行うが、発災時等の非常時には、市民及び運営事業者が主導的に利用する	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における支所機能の継続、情報収集や広報機能の維持、来庁者等の緊急・一時的避難等に対応する備蓄品を保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水深等、防災対策を踏まえた位置に設けること 一般書庫程度の床加重とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 出入口のある壁を除く3面に壁面収納棚（D600）を設置 	○	○			
	相談室	50 m ² 程度 (大きさの異なる計5室を設ける（小3室、中1室、大1室）)	市民が保健師等、専門職の区役所職員と対面またはオンラインで面接や相談等を行う	<ul style="list-style-type: none"> 子ども連れや多人数の相談にも対応し、相談者数に応じて同時に利用できるプライバシーを確保した部屋を確保する 未利用時には打合せや接客等にも利用する場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 4人程度が利用できる室を3室、8人程度が利用できる室を1室、10人程度が利用できる室を1室、設けられること 各相談室に出口を2か所設け、出口の1つは支所執務室もしくは運営事業者執務室に面して設けること 利用者のプライバシーに配慮し、遮音性を備えた室内にするとともに、不特定多数の人が集まる供用部には直接面することのない配置とすること オンライン相談を行うために必要な内線電話とLANの配線を行うこと 相談室（中・大）には、ベビーベッドを設ける等、多様な相談者に対応できるようにすること 	<p>【小：4人利用（3室）】 ・打合せ机×3台 ・椅子（キャスター無し）×12脚 【中：8人利用（1室）】 ・打合せ机×2台 ・椅子（キャスター無し）×8脚 ・ベビーベッド×1 【大：10人利用（1室）】 ・打合せ机×4台 ・椅子（キャスター無し）×10脚 ・ベビーベッド×1台</p>	○	○	○	○	・オンライン相談用PC（各室1台）
	待合スペース	「まちのリビング」としての一体の空間とするともできる (市民利用機能スペースに計上)	支所の閉庁時間においても利用できるものとする 「まちのリビング」として一体の空間とすることもできる	<ul style="list-style-type: none"> 支所による証明書発行等の待合 行政資料、地域情報資料等の配架・閲覧、各種情報提供の場として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 支所執務室との連続性に配慮した配置とすること 行政資料・施設情報資料・地域情報資料等を配架・閲覧できるスペースとすること 	<ul style="list-style-type: none"> 可動式の記載台×2～3台（4～5名対応） 待合用椅子（4～5名対応） 行政資料（A4判ファイル）を設置できるラック・台等 	○	○	○		
	小計	280 m ² 程度									

機能	目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準							運営で想定される設備・機器等	
				諸室の設計の考え方		什器・備品等	施設	LAN配線	エセト	アケ端子		
市民利用機能提供スペース	動的活動スペース (運動等)	180 m ² 程度 (倉庫 20 m ² 程度を含む)	児童館の集会室としての役割をもつため、児童の利用動向に応じた専用利用時間帯を設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・バドミントン、ドッジボール、卓球、なわとび、ダンス等の体を動かす遊びを行う ・予約制で各種団体等が利用する（卓球、介護予防、体操等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バドミントンであれば1面、卓球であれば2面を確保できる面積を有すること ・バドミントンやバスケットボール（日常利用、3 × 3程度）等の利用ができる高さ2層分程度を使って天井高を確保すること ・他の活動に支障がないように遮音性・防振性等を備えた室とともに、運動に対応した床材とすること ・ダンス等の利用のための鏡を設けること。ただし球技の利用等により破損しない仕様とすること ・室内履きによる利用を想定し、下足箱を設けること ・隣接して卓球台等の備品を収納できる倉庫を設けること ・照明は運動に適した機器及び照度とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・バドミントンネットポスト（脱着可能） ・バスケットボールゴール ・ダンス等の利用のための鏡×1枚（球技の利用等により破損しない仕様） ・下足箱 	○	○	○	○	○	・卓球台 ・ボール、ポールカゴ ・マット
	動的活動スペース (音楽等)	90 m ² 程度 (15 m ² 程度×1室、75 m ² 程度×1室の計2室) (倉庫 10 m ² 程度を含む)	児童の活動や高齢者の講座等に利用できるよう、児童や高齢者団体の優先予約等について配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・15 m²の部屋では、騒音染、バンド活動、吹奏楽の練習等に使用 ・75 m²の部屋では、歌唱、合唱、踊り、ヨガのサークル、一定規模までの演奏会、発表会等に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな音楽、演芸、ダンス等の活動を想定した、吸音・遮音性及び防振性を備えた室とすること ・発表会時の収容可能人数 40人程度を収容できるようすること ・スペースを広く利用できるよう舞台等は備品として設置すること ・室内履きによる利用を想定し、下足箱を設けること ・75 m²程度の室は、壁面のうち一面に鏡を設けること ・隣接して楽器等の備品を収納できる倉庫を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・洋版ハンガーフック ・鏡（壁面設置） ・渡台 ・椅子（重ね置きできるタイプ）×40脚 ・下足箱 	○	○	○	○	○	・音響（アンプ、マイク、スピーカー等） ・楽器
	静的活動スペース	60 m ² 程度 (2室に分割して利用できるようにする) (倉庫 10 m ² 程度を含む)	児童館の遊戲室としての役割をもつため、児童の利用動向に応じた専用利用時間帯を設ける高齢者の講座等に利用できるよう、高齢者団体の優先予約等について配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけでトランプ、ボードゲーム、学習等に利用することがある ・生け花、書道、囲碁将棋等の活動に利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・可動間仕切りにより2室に分割利用でき、分割された各室ごとに出入口を設けること ・高齢者や障害者等の活動を想定した配置とし、他の部屋の利用状況を考慮した静音性を備えた部屋とすること ・活動の内容に応じて、畳敷き（スタイル畳等、維持管理、耐久性を備えた新素材の畳を想定）で利用可能な仕様とすること ・隣接して机等の備品を収納できる倉庫を設けること ・調光調色が可能な照明とし、操作は運営事業者が行う仕様とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ・カフェテーブル（利用するグループの規模・人数等に柔軟に対応できるタイプ）(30名対応) ・椅子（キャスター無し）×30脚 ・パーテーション×6台 ・ロッカー ・スタイル畳等、新素材の畳 ・下足箱 	○	○	○	○		

機能	目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準						運営で想定される設備・機器等	
				諸室の設計の考え方	什器・備品等	施設	LAN配線	エセト	アケ端子		
市民利用機能提供スペース	乳幼児室・授乳室 80 m ² 程度	運営事業者等が実施する子育て支援サービス提供に加え、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施する団体等への活動場所の提供等、地域団体・地域住民が、子どもや子育て家庭を支える活動のために利用できるよう配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を連れた利用者が専用で利用する ・地域団体が子育てサロン等を行う ・授乳室は男女の利用を想定する 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調光調色が可能な照明とし、操作は運営事業者が行う仕様とすること ・壁面のうち2面に腰高の収納を設けること <p>【乳幼児室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・靴を脱いだ利用を想定し、下足箱を設けること ・床や壁は乳幼児等が安全に遊べるような仕様とした、約15 m²程度の規模のキッズコーナーを設けること <p>【授乳室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児室に隣接して2室設けることとし、誰もが安心して授乳させることができるように設えの空間とすること ・1室は乳幼児室から直接出入りできるものとし、もう1室は共用部から出入りできる配置とすること ・調乳用温水器や給湯流し台等、授乳室利用者が調乳できる機器を設置すること 	<p>【乳幼児室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッズコーナー用備品（マット、絵本収納棚、子ども用テーブル等）一式 ・ピクチャーレール ・下足箱 ・収納棚（腰高） <p>【授乳室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソファ×2台 ・ベビーベッド×1台 ・テーブル×2台・調乳用温水器 ・給湯流し台 ・サニタリーボックス×2台 ・収納棚（腰高） 	<input type="radio"/> ○					・遊具 ・絵本
	市民活動コーナー（作業室） 15 m ² 程度	地域のさまざまな活動団体等が利用できるように配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな活動団体等が、活動内容の周知等に用いるチラシ等の作成や印刷に利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー印刷機、紙折り機、断裁機、大型パンチ、大型ホチキス、ラミネーター等を設置し、製本等の軽作業ができるスペースとすること ・印刷機等の機器による室外への音漏れに配慮した仕様とすること ・市民活動団体内等での連絡を行うためのロッカーやレターケースを設置するスペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器設置台 ・作業机×2台 ・椅子×4脚 	<input type="radio"/> ○				・印刷機、紙折り機、断裁機、大型パンチ、大型ホチキス、ラミネーター、ロッカー、レターケース等	

機能		目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準						運営で想定される設備・機器等
					諸室の設計の考え方		什器・備品等	施設	LAN配線	エセト	アケ端子
市民利用機能提供スペース	まちのリビング	215~295 m ² 程度 ※面積は建物の形状や階数によって変動	<ul style="list-style-type: none"> ・「身近な活動の場」「地域の居場所」として、全世代の地域住民等が自由に、ふらっと訪れ、思いのまま過ごすことのできるメインスペース ・従来のいこいの家やこども文化センターの諸室で行われていた団体のサークル活動について、活動内容に応じて、施設利用者から活動が見え、新たな参加促進につなげる効果もねらい当スペースを使用する ・地域の新しいチャレンジを後押しする施設として、地域活動や地域交流が促進されるように、さまざまな活動団体が集い、打合せや情報発信等に利用できる魅力的な空間とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのリビング」利用者だけでなく、動的活動スペース・静的活動スペース利用者が、その日の施設利用状況に応じて柔軟に活動できるよう、運営事業者が当スペースの机・椅子の並べ替えや組み合せ等により運用する ・諸団体のサークル活動等の活動内容に応じて、運営事業者が当スペースを活用した活動の見える化を誘導する ・区役所・支所は、区の実施する事業や、町内会連合や民生委員、児童委員協議会、青少年指導員会等、地域振興業務等で関わりのある地域団体の事業において、当スペースの活用を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・碁将棋、読書、軽飲食やボードゲームやカードゲーム、スマホ・タブレット利用も可とし、子どもの遊びをはじめ、全世代が自由に利用できるオープンな空間、環境を整えること ・「まちのリビング」として、エントランスや廊下などの連続性に配慮した配置とすること ・「まちのリビング」内の各スペースは全体として一体的な空間構成とし、移動可能な什器等で区切ることで、さまざまな活動が柔軟に行えるようにすること ・運営事業者がコンシェルジュとして執務できる空間、什器を設けること（運営事業者の執務室が近接している場合は兼ねることもできる） ・施設の内部、外部からの活動の見える化に配慮した配置とすること ・照明は「まちのリビング」内でのさまざまな活動や個別のスペースにおける活動に対応した機器及び照度とするとともに、イベント等で利用可能な演出照明が設置可能なスポットや照明ダクト等を備え、調光調色が可能な照明とすること ・調光調色の操作は運営事業者が行う仕様とすること ・大空間としての空調環境や調理・飲食を伴う利用を伴うことから、換気機能にも配意すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ・カフェテーブル（利用するグループの規模・人数等に柔軟に対応できるタイプ）（60名対応） ・長机（2人掛け、天板が倒れるタイプ）×4台・椅子（キャスター無し）×60脚 ・本棚（廊下に面した造り付けの本棚や、床置き、移動式の本棚等。利用しやすく自然と目に入る配置とすること） 	<ul style="list-style-type: none"> ○○○				
		市民活動コーナー（打合せ等スペース）									
		多目的活動・飲食スペース									

機能		目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準							運営で想定される設備・機器等
					諸室の設計の考え方		什器・備品等	施設	LAN配線	エセト	アケ端子	
市民利用機能提供スペース	まちのリビング	調理スペース		・子ども食堂、老人クラブ・地区社協主催の会食会等に対応した調理、食事の提供ができるようとする	・子ども食堂、老人クラブ等の会食会、料理教室等に利用する	・子ども食堂や地域活動等で利用でき、地域の団体等が調理、販売することを想定した保健所等の營業許可の取得できる調理設備、飲食設備を設けること ・衛生や調理器具の管理を十分考慮した上で、調理スペース未利用時には、まちのリビングの一部として、一体的な空間となるように配慮すること	・キッチンセット一式（コンロ、流し台、戸棚、換気扇等）	○	○			・調理器具 ・食器類
				・児童館の図書室としての役割をもつため、児童が読書しやすいエリアを設ける	・児童館の図書室としての役割をもつ ・利用者同士の図書の持ち寄りや図書を通じた世代間の交流に利用する ・施設利用者は図書スペースに限らず、施設内の思い思いのスペースで読書をできることとする	・児童館の図書室としての役割をもつため、子どもと子ども以外の利用に配慮し、本棚や開仕切り、床の仕様等を分けることにより、利用エリアのゾーニングを設けること ・本棚は、まちのリビング内だけでなく、付近の共用部（廊下を利用した壁面本棚等）等にも設置することができる ・本棚を設置する場所については、必要な床荷重を想定すること	・本棚（見付面積 12 m ² 以上） ・開仕切り	○	○	○		・本（本の購入、配架、貸出管理等の業務は、運営事業者が行う）
		(待合スペース)		・支所による証明書発行等の待合スペースであり、支所行政機能提供スペースに含まれるが、「まちのリビング」として一体の空間に設けることもできる								
	共用スペース（エントランスホール、廊下や屋上等）	350～450 m ² 程度 ※面積は建物の形状や階数によって変動。屋上等の法定面積に入らない部分は含まない		・廊下等の共用部に接して、利用者の休憩や交流等のスペースを確保する	・諸室等をつなぐ空間であり、エントランスホール、廊下や屋上、屋外空間等を含めて「地域の居場所」として有効に活用できるようすること ・エントランス内もしくはエントランスに近い外部で雨に濡れる心配のない場所にベビーカー置場を設置すること ・可能な限り手すりを各所、両側に設置すること	・ソファ、ベンチ、椅子等 ・「まちのリビング」と連携した本棚、展示、告知スペース等	○	○	○			
小計		990～1,170 m ² 程度										

機能		目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準							運営で想定される設備・機器等
					諸室の設計の考え方		什器・備品等	施設	LAN配線	エセト	アケ端子	
施設運営等スペース	執務室 (支所)	160 m程度	支所職員と運営事業者が連携しながら施設運営及び地域コーディネート等を行う	<ul style="list-style-type: none"> 支所職員の執務室と運営事業者の執務室間のセキュリティを確保しながら、相互が連携しやすい空間として利用する 支所執務室は原則として一か所に配置、運営事業者の執務室については、運営のしやすさを考慮して、複数箇所に分けて配置することができる。ただし、運営事業者執務室のうち少なくとも1か所は支所執務室と一体化した執務室とする 基本的に支所執務室内に防災無線機の設置スペースを設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 支所職員の執務室と運営事業者職員の執務室のそれぞれにおいて個人情報を取り扱うことから、相互間のセキュリティを確保すること 来館者の把握や監視に配慮した位置に配置すること 職員間の活発なコミュニケーションの誘発が期待できる執務空間とすること 市職員の執務として、オンライン会議やオンライン相談ができること 災害時の浸水の影響を受けない支所職員管理エリア（支所執務室や支所倉庫、LAN室、大気環境測定室等）に防災無線機用ラックが設置できるスペースを確保すること（5 m程度の専用区画を設けることもできる） 	<p>【支所職員 15名】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務机×15名分 事務椅子×15名分 壁面書棚 高さ調整が可能な窓口カウンター×3台（同時対応人数2～3名） <p>【運営事業者職員 5名】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務机×5名分 事務椅子×5名分 壁面書棚 高さ調整が可能な窓口カウンター×1台（同時対応人数2～3名） 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> 複合印刷機 パソコン（デスクトップ、ノート） 防災無線機
	執務室 (運営事業者)	60 m程度										
	休憩室	50 m程度			<ul style="list-style-type: none"> 休憩や食事ができる設えとすること 	<ul style="list-style-type: none"> 休憩用机×2台 休憩用椅子×8脚 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	ロッカー室				<ul style="list-style-type: none"> 男女別に設けること ロッカー室は職員の男女比率の変動に対応可能な広さ、ロッカーナンバリングとすること 	<ul style="list-style-type: none"> ロッカー 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	給湯室				<ul style="list-style-type: none"> 給湯器及びシンクを設けること 	<ul style="list-style-type: none"> 給湯器 シンク 給湯スペースにおける電化製品、湯飲み等を設置・収納できる台又は収納等 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
倉庫	倉庫 (市民利用)	30 m程度	さまざまな活動に利用できる備品等を運営事業者が管理する	<ul style="list-style-type: none"> 市民利用に必要な備品等を格納する まちのリビングのテーブル、椅子等を収納する 	<ul style="list-style-type: none"> 市民利用に必要な備品等を格納するための設えとすること 市民活動や施設運営が効率的に行えるように適宜配置すること 倉庫のうち1か所は外部から使用できること（6 m程度） 一般書庫程度の床加重とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 出入り口以外の壁3面に壁面収納棚を設置 D600 の棚を総延長 6 m程度、D300 の棚を総延長 10m 程度確保すること 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	倉庫（支所）	30 m程度			<ul style="list-style-type: none"> 行政文書を保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 支所職員執務室に近接し、支所職員のみが利用、支所職員が管理し、セキュリティを確保する配置、設えとすること 一般書庫程度の床加重とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 出入り口以外の壁3面に壁面収納棚を設置 D600 の棚を総延長 6 m程度、D300 の棚を総延長 10m 程度確保すること 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

機能		目安になる面積	運営の方向性	使用想定	要求水準							運営で想定される設備・機器等	
					諸室の設計の考え方		什器・備品等	施設	LAN配線	エセト	アケ端子		
施設運営等スペース	トイレ・階段等	トイレ（バリアフリートイレを含む） シャワープース	180~200 m ² 程度 ※面積は建物の形状や階数によって変動	共用部として、日常的な運営は運営事業者が行う	・市民活動や施設運営が効率的に行えるように適宜配置	<ul style="list-style-type: none"> ・1階にはバリアフリートイレを設けること ・他のトイレとは別に児童用のトイレスペースを1か所以上設けること ・一般トイレ（男女）のブース内の各1室は車いすでの利用を可能とすること ・バリアフリートイレを除き、プライバシーに配慮の上、トイレエリアの出入口にドアを設けないと ・男女ともおむつ交換台やベビーキーパー等の設備を設けること ・全個室にサニタリーボックスを設置すること ・各階トイレごとに清掃用具入れを設けること ・子どものおもしりや災害時の対応を想定し、施設通路等スペース内にシャワープースを1か所設けること（シャワープースは支所もしくは運営事業者が管理する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換台×1台／トイレ1ヶ所 ・ベビーキーパー×1台／トイレ1ヶ所 ・サニタリーボックス（全個室） ・折り畳み式大型ベッド（バリアフリートイレ内） 			○			
		階段・エレベーター（一部廊下等含む）			<ul style="list-style-type: none"> ・初来館者でも迷わず利用でき安全に移動できるような配置とすること ・エレベーターは1か所以上設け、車いすだけでなく、ストレッチャー利用等、救急活動にも利用可能な仕様とすること ・可能な限り手すりを各所、両側に設置すること ・階段はまちのリビングの一部として取り込んだ計画も検討できる 				○				
		機械・電気室			<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深等、防災対策を踏まえて設置すること ・機械類の室外への音漏れ・振動等に配慮すること ・保守点検や更新等が行いやすいような搬入口、動線、機器配置とすること 			○	○				
		電話交換機・LAN室			<ul style="list-style-type: none"> ・電話交換機の設置・接続は別途工事とするが、電話交換機から各電話までの配線は整備すること ・LANの引込みは別途工事とするが、LAN室から各室へ有線LANの敷設を行うこと ・市が別途契約する別事業者と調整すること 			○	○	○			
		ごみ置き場			<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のごみを收集まで集積できる面積を確保すること ・ごみ収集車の停車場所との近接性に配慮すること 			○	○	○			
		大気一般環境大気測定局（屋内）	20 m ² 程度		<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境測定に必要な機器類を設置するためのスペースを確保すること（詳細は資料9による） 			○	○	○			
小計		530~550 m ² 程度											
延べ面積計		1800~2000 m ² 未満											

機能	運営の方向性	使用想定	要求水準						運営で想定される設備・機器等	
			諸室の設計の考え方	什器・備品等	施錠	LAN配線	エセト	アケ端子		
屋外	駐車場	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗用車が7台（車いす利用者用1台含む）、公用車2台を駐車できる規模とし、それぞれの駐車区分を明確にするとともに車止めを設けること 将来の有料化、駐車場の管理運営を民間に委託を想定した空配管や券券機設置スペースの確保、舗装仕様とすること 車いす使用者用の駐車場は、エントランス（メインもしくはサブエントランス）に近接させるとともに、建物外周に庇を設置する等、雨天時においてもできるだけ濡れずに入館できるよう配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> 立水栓・散水栓・車止め EV用急速充電設備1か所と1基以上のV2B設備 		○			
	駐輪場	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」を遵守して計画を行うこと 大小さまざまな自転車及びバイクに対応できるよう、半分程度を自安に平置きができるようすること 業務用の自転車置き場として別途4台分の駐輪スペースを確保すること 	・自転車スタンド					
	外構・屋上等	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 外部から直接屋上へ上れる外階段を設けること。ただし、地上部の出入口は扉等を設け、施錠できる仕様とすること 屋上で利用者が入る場所は死角ができないように配慮すること。 屋上及び屋上までの動線について、転落防止柵、手すりを設ける等安全性に配慮すること。また、床は滑りにくい仕上げとすること 屋上利用は隣地住宅のプライバシーに十分配慮した配置、勘査とすること 日没後においても安全に利用できるようにするため照明を設けること。ただし、隣接住宅に影響のないよう、十分に配慮すること 屋上または西側外壁（大師公園側）の上端高さGL+10m以上の位置に防災アンテナを固定するためのアンテナポール及び空配管を設けること。空配管はアンテナから防災無線機設置を想定する位置まで設けること 	<ul style="list-style-type: none"> アンテナ設置用マスト×1本 屋外用コンセント 散水栓（外構造用・鎖付き） 		○			
	大師一般環境大気測定局（屋外）	—	—	・大気環境測定に必要なマスト、フェンス等を設置すること（詳細は資料9による）	・鋼製マスト(Φ65)		○			

添付資料⑪ 既存の大師こども文化センター及び大師老人いこいの家の利用状況(令和5年度)

大師こども文化センター

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児	357	386	346	477	492	657	501	411	354	491	347	510	5,329
小学生	1,436	1,443	1,611	1,597	1,512	1,950	1,899	1,538	1,184	1,216	1,345	1,939	18,670
ASKL(アスクル)事業	18	18	7	27	10	18	23	17	5	12	3	3	161
中学生	530	608	353	414	357	328	506	485	487	399	375	546	5,388
高校生	55	32	22	22	20	6	12	11	19	5	16	5	225
成人	497	536	492	620	555	1,176	670	648	449	603	438	738	7,422
館外	0	0	0	8	0	0	82	0	0	0	0	11	101
来館者数合計	2,893	3,023	2,831	3,165	2,946	4,135	3,693	3,110	2,498	2,726	2,524	3,752	37,296
利用団体数	8	14	15	18	8	13	10	10	5	5	5	6	117

大師老人いこいの家

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
個人来館者数	196	261	265	202	171	216	366	262	326	208	235	948	3,656
団体来館者数	381	386	450	349	126	345	773	442	376	359	388	438	4,813
合計	577	647	715	551	297	561	1,139	704	702	567	623	1,386	8,469
利用団体数	19	17	19	16	8	14	18	19	18	15	17	15	195

令和5年度 大師小学校わくわくプラザ利用児童数

日付	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特								
1	9	0	76	3	76	4	5	0	70	6	51	3	52	3	38	2	45	4	39	3				
2			25	2	66	4			59	5	5	1	48	4	57	5	6	1		38	2	4	1	
3	82	5			4	0	66	3	59	5			45	4					8	2				
4	78	3					56	3	60	4	56	4	44	3	3	0	54	4	12	2			55	4
5	61	1			70	4	62	2	5	1	58	5	51	4			38	3	32	1	45	4	42	4
6	39	2	1	0	35	2	64	2			61	4	41	3	61	5	44	4	5	1	43	5	44	4
7	54	3			62	4	57	3	63	4	28	1	4	1	51	4	46	5			41	4	43	3
8	6	0	81	5	61	2	4	0	62	5	36	3			52	4	38	4			48	5	47	2
9			67	4	69	4			66	3	13	4			51	4	3	1	38	4	43	3	5	2
10	66	4	64	2	9	1	65	4	66	5			29	2	44	3			42	4	4	1		
11	63	4	69	4			64	3			47	4	48	4	7	1	50	4	49	3			57	4
12	55	2	68	3	73	4	65	3	2	0	31	3	59	4			34	4	49	4			42	4
13	70	4	11	1	69	4	65	3			25	2	43	3	62	5	30	2	9	2	43	4	34	3
14	81	4			67	3	50	4	22	1	35	2	6	2	52	4	40	4			41	4	48	4
15	6	0	78	5	73	3	9	1	26	2	30	1			45	4	32	4	51	4	42	4	38	2
16			68	3	69	4			36	2	3	0	68	3	57	5	6	1	44	4	45	3	5	1
17	81	3	61	3	0	0			48	4			41	4	41	4			35	4	8	2		
18	69	3	60	4			71	4	53	3			49	4	4	1	51	4	47	4			49	4
19	62	2	69	3	39	2	65	2	6	0	50	4	55	4			36	4	44	4	52	5	31	1
20	67	3	0	0	70	3	51	3			55	2	44	4	63	5	51	4	4	1	53	5		
21	68	3			62	3	47	2	66	7	45	3	4	2	57	5	48	4			41	4	44	5
22	6	0	25	2	68	4	7	2	68	6	48	2			48	5	37	4	37	2	44	4	45	4
23			69	4	64	4			57	5			55	5			4	1	29	3	0	0	4	3
24	91	4	66	3	9	2	76	7	63	4			52	4	17	3			33	2	7	2		
25	74	4	75	4			75	7	64	4	59	5	48	4	5	1	46	5	30	3			43	4
26	61	4	83	3	71	5	57	6	6	1	60	4	63	5	0	0	55	5	31	2	50	5	47	4
27	69	4	10	2	72	4	67	3			51	4	47	3	53	5	42	2	4	0	42	4	38	2
28	71	4			63	5	65	7	55	3	69	5	7	3	41	4	40	4			42	3	50	2
29			75	5	72	4	6	0	58	2	51	4			42	4			52	4	52	4	36	2
30			67	3	66	4			47	2	5	2	22	3	42	4			37	4			4	2
31			63	2			55	4	56	2			37	4					43	3				
合計	1,389	66	1,331	70	1,459	83	1,274	78	1,243	86	972	72	1,010	86	1,007	88	869	80	757	65	877	83	894	74

※内特…全数のうち、特別な配慮を要する児童数。

土曜日

日曜日

休業日（日曜日、国民の祝日、12/29～12/31、1/1～1/3）

令和5年度 四谷小学校わくわくプラザ利用児童数

日付	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特	全数	内特
1	3	0	53	10	41	12	0	0	29	3	51	15	45	9	47	15	42	11	38	13				
2			35	13	41	8			33	2	0	0	44	10	42	7	3	0		54	15	5	0	
3	35	6			3	0	42	10	34	2			45	13					4	1				
4	31	7					44	14	38	3	45	8	43	20	2	0	47	8	6	0		26	7	
5	31	7			46	10	42	8	3	0	43	12	47	9			49	10	20	2	30	7	25	8
6	17	4	3	0	48	13	43	12			45	14	37	14	42	10	37	9	2	0	35	10	24	8
7	44	12			45	10	42	14	24	3	41	10	4	0	44	9	42	10		42	8	26	7	
8	3	0	52	9	43	9	1	0	25	2	32	14			37	5	48	15		41	8	33	13	
9			50	13	49	10			22	2	4	1			45	9	1	1	24	6	46	12	2	0
10	45	10	43	10	6	0	47	8	25	3			15	2	44	12		44	7	1	1			
11	52	14	44	8			44	14			40	11	35	7	4	2	42	10	38	8		35	5	
12	42	8	51	13	42	7	43	9	1	0	38	11	40	9			42	10	46	14			39	12
13	45	10	5	0	53	14	43	9			34	10	50	14	40	8	45	9	3	1	36	8	40	7
14	57	14			43	8	44	14	7	2	40	12	4	1	43	9	35	7		40	7	47	7	
15	3	0	48	9	47	9	4	0	9	1	44	14			40	8	38	11	37	9	41	10	44	14
16			45	8	47	8			23	3	4	0	50	11	37	10	2	0	41	11	43	13	2	0
17	71	14	42	8	2	0			25	4			48	11	48	13		46	11	2	0			
18	65	16	46	11			48	12	30	2			42	7	1	0	40	9	44	9		32	6	
19	56	12	11	3	15	4	47	12	4	0	44	12	40	8			27	6	44	12	40	10	16	1
20	51	12	4	0	38	10	50	12			42	10	50	15	42	8	38	9	3	3	39	11		
21	57	16			42	9	45	11	23	1	48	11	2	0	49	12	35	8		47	12	35	6	
22	4	0	48	13	43	10	3	0	26	1	47	12			39	8	37	11	42	9	50	9	34	9
23			45	12	47	12			29	4			33	6			2	0	45	11		2	0	
24	50	11	52	7	3	0	33	5	28	2			36	10	48	13		35	7	1	0			
25	55	17	43	8			31	4	36	3	45	12	36	7	5	1	27	6	32	7		28	6	
26	52	10	60	17	41	8	36	7	2	1	50	15	26	9			23	3	34	11	33	8	20	1
27	48	11	8	1	48	13	32	2			44	11	41	15	13	0	24	4	3	1	31	7	24	2
28	51	14			29	6	38	7	30	7	38	11	4	2	15	0	20	3		37	9	25	3	
29			47	9	42	8	4	0	33	9	47	18			47	10		34	9	46	8	20	0	
30			44	11	50	11			27	5	4	0	42	7	50	11		45	11		4	0		
31			43	8			28	5	30	4			50	13			39	10						
合計	968	225	922	201	954	209	834	189	596	69	870	244	864	220	822	174	751	174	707	169	781	185	626	135

※内特…全数のうち、特別な配慮を要する児童数。

土曜日

日曜日

休業日（日曜日、国民の祝日、12/29～12/31、1/1～1/3）